

加古川ジュニアソフトボール連盟規約

平成16年 3月13日 制定

平成23年 1月29日 改正

平成29年 1月28日 改正

第1章 総 則

第1条 名称

この連盟は、加古川ジュニアソフトボール連盟(略称K.J.S)と称する。

第2条 組織

この連盟は、原則として加古川市の少年、少女で編成され、参加登録を行ったソフトボールチームにより組織する。チームは子供会単位、地域単位、クラブチームを問わない。

第3条 目的

この連盟は、ソフトボール競技を通じて、子供達の健康と体力の増進および技術の向上等による健全な育成を目指すのみならず、指導者も含めた交流を深めることにより、加古川地域における少年・少女ソフトボール活動が更に活発化し、継続されていくことを目的とする。

第4条 活動

年度を1月～12月で区切り、次の行事を行う。

- 1 指導員と審判員の育成を目的とした講習会
- 2 連盟大会
- 3 指導者の親睦を目的とした交流会
- 4 加古川ソフトボール協会行事への協力
- 5 連盟参加チームの選抜選手による、県大会以上を目指した活動
- 6 上記各項の他、連盟の目的を達成するための活動および総会

第2章 活動費用

第5条 活動(第4条)のための費用

- 1 連盟年会費
- 2 大会参加費
- 3 寄付金および協賛金

第6条 費用の管理

- 1 会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日までとする。
- 2 会計年度において残余金が生じた場合は、次年度に繰り越す。
- 3 総会で会計報告をして承認を得る。

第3章 役 員

第7条 役員

- 1 会長(1名)、副会長(2名)、事務局(若干名)、理事(若干名)
- 2 役員への立候補、推薦の受付を前年12月末日までに行う。
- 3 各役員は総会で承認を得る。

第4章 雑 則

第8条 連盟意匠

下の図を、この連盟の意匠とする。

